

主たる営業所等の届出について

旧法許可に対する経過措置とは

古物商等は、新法の施行（2年後施行）前に、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所等その他の営業所等の名称及び所在地の届出を行い、かつ、施行の際現に、改正前の古物営業法による許可を受けているものは、2年後の施行日以降においても、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会による新法許可を受けているものとみなされます。（以下「みなし新法許可者」という。）

届出を行わなかった場合の取扱い

「新法許可者」とはみなされません。期間内に届出をせず古物営業を継続した場合は、無許可営業となります。許可を得るには新たに許可申請を行う必要があります。

届出を行うことができる期間は

届出期間は、平成30年10月24日から令和2年4月の改正法施行日までの間となります。

届出を行う場所は

届出を行う場所は、主たる営業所等の所在地の所轄警察署長を經由して、別記様式「主たる営業所等届出書」（以下「届出書」という。）を提出することとなります。

※ 受付窓口は、各警察署の生活安全（第一）課・防犯（少年）係となります。

県内に営業所が1つでも届出は必要か

営業所がたとえ1つであっても届出は必要です。住所や居所を営業所として届出している場合も同様となります。また、県内に複数の営業所が所在する場合は、そのいずれかを「主たる営業所」に定め、それ以外は「その他の営業所」として届出を行います。

複数の県で許可を取得している場合の届出

複数の県から許可を受けている場合は、そのいずれか1つの県に「主たる営業所」を定めて届出書を提出することとなります。その際、「主たる営業所」以外の営業所（他県を含む。）は、届出書（その2）「その他の営業所」に記載して届出を行います。

新法における「旧許可証」の取扱いは

「みなし新法許可者」であって、旧法許可を1つの公安委員会のみから受けていた古物商は、当該旧法許可に係る許可証（以下「旧許可証」という。）は、新法許可に係る許可証とみなされます。

複数の県で許可を取得している場合の「旧許可証」の取扱いは

「みなし新法許可者」であって、旧法許可を2つ以上の公安委員会から受けていた古物商は、2年後施行日から1年を経過する日までの間に、今後、国家公安委員会規則で定められる書類に、当該古物商が所有する全ての旧許可証を添付して、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、新法許可に係る許可証の交付申請をしなければなりません。（※届出の開始日は、令和2年4月以降であることに注意してください。）

なお、旧許可証を主たる営業所を管轄する公安委員会に提出するまでの間（施行日から1年を経過する日までの間に限る。）は、旧許可証は、新法許可に係る許可証とみなされます。